

ビキニ国賠訴訟第 2 回弁論(2019/6/11)について

非核の政府を求める京都の会 事務局

ビキニ国賠訴訟控訴審の第 2 回弁論が、2019 年 6 月 11 日、高松高裁であり、原告の 1 人で高知のマグロ漁船「ひめ丸」元乗組員の増本和馬さん(82)が、1954 年の米ビキニ水爆実験当時、危険区域も知らされないまま何度も行ったビキニ環礁での操業と海の上での生活、その後の体調悪化、がんの発症など核被災に振り回された人生を詳述し救済を訴えました。

次回弁論は 9 月 12 日、結審の予定といたします。非核の会 HP をご参照ください。

http://hikaku-kyoto.la.coccan.jp/bikini_no_dead.html

控訴審で原告・弁護側は、▼ビキニ核被災者の救済のために尽力している静岡の医師、聞間元さん▼粘り強く情報公開請求権を駆使し、日米政府がいかに核被災の真実を隠蔽し続けてきたかを追及しているアメリカ史研究者、高橋博子さん▼30 数年間、ビキニ事件の真相解明に身を投じ、今回のビキニ国賠訴訟を牽引している太平洋核被災支援センター事務局長で原告の一員、山下正寿さんの 3 人の証人申請もしましたが、法廷での発言は退けられ、陳述書の提出という形になりました。太平洋核被災支援センターは 6 月 13 日、高松高裁に提出した 3 人の意見書と付属関連資料一式を同センターホームページで公開しました。

高橋さんの意見書では、被告の国側にとって都合の悪いビキニ水爆被災関連文書はいまも被災者・国民の目から遠ざけられている、として、ビキニ事件がわずかな見舞金で「政治決着」した裏で、当時の日本政府がビキニ事件の「解決」とからめて「大規模な戦犯の解放」を取引材料にしていたことを示す文書の存在を暴露しました(詳細は意見書と付属資料参照)。高橋さんが外務省に情報公開請求し、同省が開示したのは 2018 年 10 月。高知地裁 1 審判決(同 7 月)の後でした。さらに 1 審で証拠文書として採用されていた NHK 広島発掘の事件当時の汚染船舶関連資料などについて、高橋さんが被災者の視点に立って検証するため外交史料館に利用請求したところ、「利用制限の審査に慎重な判断を要する特定歴史公文書が大量であるため」として来年 4 月までは閲覧できないことが分かった。これは機密解除した文書の再機密化であり、国にとって都合の悪い文書は再度隠蔽するという継続的不法行為だ、裁判所をも冒瀆する行為だ—と訴えています。

聞間医師は、とくにビキニ被災元船員 11 人が船員保険の労災給付請求について、全国健康保険協会・船員保険部が不支給決定した根拠となった報告書の誤りを詳細に指摘。「最大の欠陥は被災者本人からの聞き取り調査、診断調査の欠如」と指弾。「ビキニ事件が長い間隠され、忘れ去られてしまったのは何故なのか、政府の責任は問われなくてよいのか、が今問われていると考える」と結んでいます。

★メディアのみなさんに訴えます。★

ビキニ国賠訴訟は大事な局面のただなかにあります。

でも、裁判で原告、被告の間でいま何が焦点になっているのかが全く見えてきません。報道があまりにも少なすぎるのです。私たちは、良心的なジャーナリストたちが、日米政府が隠蔽してきたビキニ核被災の埋もれていた真実を発掘し世に問うてきたことに深い敬意を抱いています。

今一度、力を貸してください。原告側 3 氏の意見書の内容を地球市民社会に知らしめてください！